

○尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和46年3月31日

規則第20号

改正	昭和47年7月15日規則第53号	昭和48年5月14日規則第41号
	昭和49年8月31日規則第85号	昭和50年10月8日規則第73号
	昭和51年3月29日規則第9号	昭和62年12月25日規則第74号
	平成4年3月10日規則第5号	平成5年3月31日規則第20号
	平成5年5月31日規則第39号	平成11年3月31日規則第35号
	平成18年3月20日規則第12号	平成19年6月27日規則第59号
	平成22年3月30日規則第10号	平成25年3月29日規則第23号
	平成25年12月27日規則第69号 (題名改称)	平成29年11月29日規則第44号
	平成30年12月20日規則第72号	令和5年3月31日規則第21号

尼崎市立隣保館条例施行規則(昭和33年尼崎市規則第7号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和46年尼崎市条例第5号。以下「条例」という。)第5条、第7条第2項及び第3項ただし書、第8条第3号、第13条並びに第18条の規定に基づき、尼崎市立地域総合センター(以下「総合センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(平19規則59・平25規則23・平25規則69・一部改正)

(利用時間等)

第2条 条例第5条の規則で定める総合センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 利用時間 午前9時から午後9時(休館日でない土曜日にあつては、午後5時)まで

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日(第2土曜日及び第4土曜日(これらの日のいずれかがイに掲げる日に当たるときは、これらの日のうちイに掲げる日に当たらない日及び第3土曜日)を除く。)

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで

(平25規則69・追加)

(利用許可の手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により利用許可を受けようとする者(以下「利用希望者」という。)は、利用しようとする日(以下「利用希望日」という。)の3月前の日の属する月の初日から当該利用希望日までに、利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、利用許可をしたときは、当該利用許可を申請した者に利用許可書を交付する

ものとする。

(平11規則35・平25規則23・一部改正、平25規則69・旧第2条繰下・一部改正、平29規則44・平30規則72・一部改正)

(利用の予約の手続等)

第4条 利用希望者は、市長が別に定めるところにより、前条第1項の規定による申請を行う前に、市長の承認を受けて、当該申請に係る総合センターの利用の予約をすることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認(以下「予約承認」という。)をしないことができる。

(1) 利用希望者が偽りその他不正の手段により当該予約承認以外の予約承認を受けたとき。

(2) 利用希望者が偽りその他不正の手段により当該予約承認に係る利用許可以外の利用許可(以下「他の利用許可」という。)を受けたとき。

(3) 利用希望者が他の利用許可の条件に違反して総合センターを利用したとき。

(4) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(5) 正当な理由なく他の利用希望者による総合センターの利用を妨げたとき。

(6) その他市長が総合センターの管理上支障があると認めるとき。

3 予約承認を受けている者(以下「利用予約者」という。)は、当該予約承認に係る総合センターの利用について利用許可を他の者に優先して受けることができる。

(平30規則72・追加)

(予約承認の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約承認を取り消すことができる。

(1) 利用予約者が偽りその他不正の手段により予約承認を受けたとき。

(2) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(3) その他市長が総合センターの管理上支障があると認めるとき。

2 利用予約者からその予約承認に係る総合センターの利用をやめる旨の申出があったときは、当該予約承認が取り消されたものとみなす。

3 市は、第1項の規定による予約承認の取消しを受けた者が、当該取消しによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(平30規則72・追加)

(使用料の減免)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める特別の理由は、災害その他特別の事情により市長が特に減免の必要があると認めるときとする。

2 使用料の減免額は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める額とする。

(1) 利用者が設置目的に適合した活動を行うために総合センターを利用するとき 所定の使用料の10分の5に相当する額

(2) 前項に規定する理由に該当するとき 市長が別に定める額

3 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平22規則10・一部改正、平25規則69・全改、平30規則72・旧第4条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第7条 条例第7条第3項ただし書の規則で定める特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により総合センターを利用することができなくなったとき。

(2) 利用者がその利用許可により総合センターの利用を開始することができる時刻までに当該利用許可に係る総合センターの利用をやめる旨を申し出たとき。

2 使用料の還付額は、既納の使用料の全額とする。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書を市長に提出しなければならない。

(平11規則35・平19規則59・平25規則23・一部改正、平25規則69・旧第6条繰上・一部改正、平30規則72・旧第5条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第8条 条例第8条第3号の規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 利用許可を受けていない総合センターの施設又は附属設備を利用すること。
- (2) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は喫煙その他火気の使用をすること。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、扉等に貼り紙をし、又はくぎ類を打つこと。
- (5) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (6) 騒音を発生し、又は廃棄物その他のものを捨て、若しくは放置すること。
- (7) 発火性又は引火性の物品その他危険物、悪臭が発生する物品等を持ち込むこと。
- (8) 前2号に掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) その他総合センターの管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(平25規則69・追加、平30規則72・旧第6条繰下)

(指定申請の公告)

第9条 市長は、条例第12条の規定により総合センターの管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第13条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(平25規則69・追加・旧第9条繰上、平30規則72・旧第7条繰下・一部改正)

(指定申請の方法)

第10条 指定申請は、市長が定める受付期間内に行わなければならない。

2 条例第13条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 役員(法人以外の団体にあつては、これに相当する者)の名簿及び履歴書
- (3) 法人等が指定申請を行う日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)における当該法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (4) 法人等(申請年度に設立された法人等を除く。)の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (5) 申請年度における財産目録
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(平25規則69・追加・旧第10条繰上、平30規則72・旧第8条繰下)

(指定管理者の指定等の通知)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書によりその指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかつたときは、その旨を指定管理者不指定通知書によりその指定されなかつた法人等に通知するものとする。

(平25規則69・追加・旧第11条繰上、平30規則72・旧第9条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、総合センターの管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第16条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 尼崎市情報公開条例(平成16年尼崎市条例第47号)の運用に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の運用に関すること。
- (4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項
(平25規則69・追加・旧第12条繰上、平30規則72・旧第10条繰下、令5規則21・一部改正)

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、総合センターの運営について必要な事項は、主管局長が定める。

(平11規則35・一部改正、平25規則69・旧第9条繰下・旧第13条繰上、平30規則72・旧第11条繰下)

付 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、別表中今北総合センターに係る規定は、条例第3条中今北総合センターに係る規定の施行の日から施行する。

付 則(昭和47年7月15日規則第53号)

この規則は、昭和47年7月22日から施行する。

付 則(昭和48年5月14日規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年5月19日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和49年8月31日規則第85号)

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。ただし、水堂総合センターに係る改正規定は、昭和49年10月26日から施行する。

付 則(昭和50年10月8日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月29日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表中上ノ島総合センター及び神崎総合センターに係る改正規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和62年12月25日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月10日規則第5号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第1号様式から第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年3月31日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第8条第2号アの改正規定 平成5年6月1日

(2) 第1号様式の改正規定 平成5年4月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成5年5月31日規則第39号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

付 則(平成11年3月31日規則第35号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月20日規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月27日規則第59号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成25年3月29日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいてこの規則の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この規則による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成25年12月27日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年11月29日規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年12月31日から平成30年2月28日までの間における尼崎市立地域総合センターの利用については、この規則による改正後の尼崎市立地域総合センターの設置及び管理

に関する条例施行規則第3条第1項中「利用しようとする日(以下「利用希望日」という。)の3月前の日の属する月の初日から当該利用希望日」とあるのは、「平成29年12月1日から利用しようとする日」として、同項の規定を適用する。

付 則(平成30年12月20日規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項の規定は、平成31年4月1日(以下「基準日」という。)以後の尼崎市立地域総合センター(以下「総合センター」という。)の利用について適用し、基準日前の総合センターの利用については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第7条第1項第2号の規定は、基準日以後の総合センターの利用に係る使用料について適用し、基準日前の総合センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(令和5年3月31日規則第21号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。